

# 退職一時金の返還について

年金制度への加入が強制でなかった過去の制度では、年金の加入期間が足りずに年金が発生しない方がいらつしやいます。こうした方々には退職時に向けた年金の原資(掛金)を「退職一時金」として返還することがあります。過去にこうした「退職一時金」を受給した方々の年金加入期間の取り扱いや退職共済年金との関係をご説明いたします。

## 1 退職一時金について

退職一時金は昭和37年12月1日(地方公務員等共済組合法施行)前後ではその取り扱いが大きく異なっております。

### ○昭和37年11月まで

昭和37年11月以前の地方公務員に対する年金制度は吏員・雇用人といった職名によって異なっていました。また相互の年金制度間には期間の通算がなかったため、早期退職をして年金の受給権を満たさない方がいらつしやいました。そのような年金受給権の発生しない年金加入期間を精算する方法として、退職一時金を支給していました。

### ○昭和37年12月以降

昭和36年4月1日から国民年金制度が施行され、全国民が何らかの年金制度に加入することができるようになりました。それにともない、通算年金通則法が制定され、一つの年金制度で一定の加入期間(25年)を満たさなくとも、各年金制度の加入期間を合計して一定年数を満たせば年金の受給権が発生するようになります。

これにより昭和37年12月1日から地方公務員の年金制度も改正され、国を含む全ての公務員期間は通算されることとなりました。

## 2 退職一時金の受給について

退職一時金の制度は昭和54年12月31日まで存続していましたので、それまでに公務員を退職し、その時点で年金の受給権が発生しない方は退職一時金にて加入期間を「全額精算」する方法と、全額精算せずに掛金の一部を残す(※「原資控除」をいう)方法を本人の意思で選ぶことができました。

### ※原資控除とは

将来年金を発生させるために、退職時に年金の掛金を一部しか精算しないことをいいます。昭和55年1月1日に退職一時金制度が廃止されたからは、退職者は必ず原資控除をすることとなりました。

## 3 退職一時金を受けた方の年金について

退職一時金を受けた方で、年金が発生するケースは以下の二つになります。

○原資控除をされた場合。(ただし、その他の年金制度の加入と合算して25年以上の年金加入期間が必要となります。)

○退職時に一時金で全額精算をしている方で、再び公務員に再就職をし、精算した期間と再就職後の期間を合算して20年以上となる場合。

以上の2ケースに当てはまらない場合(退職時に一時金にて全額精算し、なおかつ公務員として再就職していない、または再就職後との合算期間が20年に満たない)、過去の期間に対して退職共済年金は発生いたしません。

## 4 一時金の返還について

前述の③において受給権が発生するケースに該当した方には、退職共済年金の決定時に退職時に支給された一時金に利息をつけて返還していただくようになります。

## 5 返還方法について

退職一時金の返還については、退職共済年金の請求の際に次の返還方法からいずれかを選択していただきます。

### 1. 年金支給額からの返還

年金の毎期支給額から1/2を返還する方法です。

※控除開始は、実際に年金が支給されるようになった時からになります。

### 2. 一括送金による返還

申し出をいただきますと振込用紙を送付いたします。